議案第231号

市道路線の廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定により、下記のとおり 市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

平成26年11月26日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

記

路線名	延 m	幅 員 m	起点	終点	重要な経過地
4 0 4 1 2 号線	20 36	1 82	さいたま市西区大字 植田谷本字蓮田 2 0 5番地先	さいたま市西区大字 植田谷本字蓮田20 7番2地先	
5 0 4 6 号線	208 78	2 50 ~ 5 55	さいたま市岩槻区大 字長宮字水保上73 4番1地先	さいたま市岩槻区大 字長宮字水保上71 3番1地先	
5 3 5 5 号線	256 34	4 00	さいたま市岩槻区大 字長宮字上谷中73 6番1地先	さいたま市岩槻区大 字長宮字上谷中 7 5 2番1地先	